

市民利用施設の利用制限について

■収容定員が設定されている場合

時期	利用制限の内容(※1) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度		人数上限
	収容率(※2)		
<u>10月31日から</u>	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会(図書館、博物館、動植物園)等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※3)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	<u>5,000人</u> <u>又は収容定員50%以内</u> <u>のいずれか大きいほう</u>
	100%以内 席がない場合は適切な間隔 (最低限人と人が接触しない程度)	50%(※4)以内 席がない場合は十分な間隔(1m)	

(※1) 詳細は、令和3年2月26日付けの内閣官房事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を参考国、県が利用制限の内容を変更した場合、その内容を準用

(※2) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とする／想定されるものの例は次頁を参考

(※3) 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

(※4) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくてもよく、収容率は50%を超える場合もある。

■収容定員が設定されていない場合

- ・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保すること。